

第 29 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 12 月 26 日（木）午前 9 時 31 分から 10 時 20 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	7 番	河野	律雄	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	柳田	和則
ハ.	中峯	哲義	ニ.	高田	正一
ホ.	小脇	浩一	ヘ.	中島	一三
ト.	雨田	俊孝			

4. 欠席委員

農業委員

6 番	小山	重和	8 番	寺田	誠
-----	----	----	-----	----	---

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	片板	大作
----	----	----

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 22 年度第 2 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 29 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

承認第 1 号 平成 30 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 議席番号 6 番、小山 重和 委員、8 番、寺田 誠 委員でございます。(農地利用最適化推進委員のうち) 片板 大作 推進委員でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 29 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 9 番、西田 三郎 委員。10 番、西田 暁 委員を指名します。

議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 22 年度第 2 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第 1 号 整理番号 1 番の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 1 件)について承認を求めるものです。

資料は 2 ページをご覧ください。

当初公告年月日は平成 22 年 5 月 31 日付で、その期間は平成 22 年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの 10 年間の設定でしたが、令和元年 8 月 20 日解約後売買を行うということで、合意解約されています。

3 ページをご覧ください。総括表の説明を行います。

賃貸人は鹿児島市〇〇番××号 A・86 歳。借借人は南種子町〇〇××番地 B・54 歳です。

合意解約に至った土地の所在については、〇〇字△△××番、登記及び現況地目は 畑で、面積は ●●㎡です。

4 ページには合意解約通知書、5 ページには図面を添付しておりますので、お目通しください。

以上、議案第 1 号について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 29 号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします、戸川係長。資料 8 ページをお開きください。

議案第 2 号は農用地利用集積計画の承認について、令和元年 12 月 27 日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 3 件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料は 9 ページをご覧ください。

期間の始期を令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日が終期の 10 年間存続で、田 ●●㎡、畑 ●●㎡ です。

資料は 10 ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 C・63 歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 D・63 歳。経営面積はご確認をお願いいたします。

土地の所在は、○○字△△××番、外 2 筆、登記及び現況地目はともに 田、3 筆の面積合計 ●●㎡。賃借料は 10 アール当り 1 万円の現金払いで、存続期間は 10 年の新規設定です。図面は 11 ページに添付していますのでお目通しください。

整理番号 2 番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 E・94 歳。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 F・33 歳。

土地の所在は、○○字△△××番、同番××、同番××、登記及び現況地目はともに 畑、3 筆の面積合計は ●●㎡。存続期間は 10 年の再設定で、甘しょを作付けいたします。図面は 12 ページに添付していますのでお目通しください。

整理番号3番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 G・84歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 H・52歳。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は 田で、面積は ●●m²。存続期間は 10 年の新規設定で、利用内容は 飼料用稲、賃借料は 10 アール当り 1 万円の口座払いとなっています。図面は 13 ページに添付していますのでお目通しください。

賃借権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 2 号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、西田 三郎 委員。

9 番委員 整理番号 2 番の E さん。畑で、面積 〇反〇畝。賃借料は もち米 1 俵となっていますが、これは全体面積で 1 俵なのか、それとも 10 アール当り 1 俵なのかということです。分かっていたら教えてください。

議 長 はい、事務局。

事務局 これについては、全体で もち米 1 俵 ということで伺っています。

議 長 よろしいでしょうか。

9 番委員 はい。分かりました。

議 長 ほかに、質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、譲渡人・I、譲受人・J を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いいたします。日高主任。15 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が 1 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 J。

譲渡人が、鹿児島県出水市〇〇××番地 Ⅰ。
土地の所在は、〇〇字△△××番。
登記・現況地目は 田。地積は ●●㎡ です。
転用計画としまして、地目を 雑種地 に変更。
工事計画は、許可後から令和 2 年 11 月までの 11 ヶ月。
資金は、造成費 ●●円で、資金内訳は、全額借入金となっています。
転用目的としましては、貸資材置場です。
転用事由の詳細としまして 「申請地を資材置場として賃貸借するため。」
とのことです。

周囲の状況につきましては、北側及び西側面に公衆用道路、東側面が水路維持管理用の道路となっており、南側面に農地 となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土を最高 1.5m 行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、法面保護を行う。緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 2.0m 程度設ける。
- (4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域 外 及び都市計画区域 内 で、農地区分は「第 2 種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は 16 ページから添付しています。

なお、この件につきましては、12 月 10 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします、整理番号 1 番、西田 三郎 委員。

9 番委員 それでは、整理番号 1 番について、説明申し上げます。

この案件は、以前にも 2 件ほどこのような案件がございました。Ⅰ さんが財産の整理をするということです。

本件は Ⅱ さん、Ⅲ の息子さんにあたりますが、無償で贈与され、農地転用の目的については事務局から説明がありましたように資材置場でございます。併せて Ⅱ と Ⅲ が 賃貸借契約を結び、賃借料 1 万円で資材置場として利用するということでございます。

それからこの農地の山際に昔からの細い道があるということがございますので、この土地を資材置場として〇〇円程度で整備するということになっておりますから、その時点で道路が確保されているかどうかという確認が必要だろうと思います。以上でございます。

議 長 担当委員の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
7 番委員

はい、河野 律雄 委員。

ただいま西田委員から説明がありました。内容等はそのとおりで私もそのように理解をしておりますが、先ほど小さな道があるという説明で、添付されている図面の中でも道の区分帯ははっきりしているんですけど、現状では農地と道の区分がはっきりしていない状態になっています。今言った小さな道、これも十分な確保をなさい、しますという確認は取れたのでしょうか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

はい、地図上では公衆用道路という区分ですが、これについては、町の財産という形になります。ここについては、地籍調査が済んでおりますので、図面上できちんと明記されております。

公衆用道路というのは、皆さんが共同で利用するものですが、ただそういう人の往来の利用がない場合、今後申請があれば、払い下げなどが出来ます。利用がある場合には J さんにもご理解いただき、当面は指導してまいりますのでよろしくお願いいたします。

議 長
7 番委員

はい、よろしいでしょうか。

はい。分かりました。

議 長

ほかに、質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・L 外 1 件 を議題にします。

事 務 局

それでは事務局より、議案第 4 号の説明をお願いいたします。日高主任。25 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、2 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。申請人及び所有者は、大阪府東大阪市〇〇番××号 L。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 畑、現況地目は 山林。地積は ●●m² です。

変更年月日については、昭和 41 年頃です。

現況といたしまして、「申請地は昭和 41 年頃より耕作をしておらず、竹木類が生い茂った状態であり山林として利用され現在に至っています。」

とのことです。

参考資料は 26 ページから添付しています。

整理番号 2 番。申請人及び所有者は、同じく大阪府東大阪市〇〇番 × × 号 L。

土地の所在は、〇〇字△△ × × 番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 山林。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 46 年頃です。

現況といたしまして、「申請地は昭和 46 年頃より耕作をしておらず、竹木類が生い茂った状態であり山林として利用され現在に至っています。」とのことです。

参考資料は 29 ページから添付しています。

以上 2 件の内容につきましては、12 月 10 日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を担当委員の私、石堂が説明いたします。

5 番委員 L さんの案件につきましては、先月にも出ました L さんと M さんとの農地法第 3 条の案件に関係があります。今月の案件につきましては、現況が山林化しており、3 条では取得困難と判断したため、L さん自身が今回非農地証明の申請を出した次第でございます。現地調査で見ましたとおり、本当に畑に戻すのには困難であるとして判断をした次第であります。皆様のご検討方よろしく申し上げます。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 4 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△ × × 番 外 13 筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第 5 号の説明をお願いいたします。日高主任。33 ページをお開きください。

議案第 5 号は、「農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について」です。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該

当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 N。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 畑、地積は ●●㎡。

外 13 件、13 筆の合計で 14 筆、地積合計が ●●㎡ になります。

この 14 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、12 月 10 日の現地調査において、会長、農地部長、月担当農業委員及び担当の推進委員、職員で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。本日出ました案件について、現地調査に回った方で何か感想や意見がありますか。

議 長 何かございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 5 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 承認第 1 号 平成 30 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、照会者 税務課長 小脇 秀則を議題にします。

事務局 それでは、事務局より承認第一号の説明をお願いいたします。日高主任。43 ページをお開きください。

まず冒頭に、昨年度までは議案として取り扱っておりましたこのことにつきまして、税務課からの照会案件であることから、農業委員会として承認案件として今年から取り扱うようにしております。

それでは資料 44 ページ・45 ページをご覧ください。

承認第 1 号は、平成 30 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について審査を求めるもので、調査実施地区は南種子町大字平山の一部で、資料 45 ページに記載してあります小字 21 ヶ所の範囲です。

参考資料として 44 ページに集計結果を添付しています。

平成 30 年度地籍調査事業における全体の調査面積は、1.35 km²(135 ha)。全体の筆数は 1,147 筆 となっております。

その内、農地に関する調査筆数が 合計 616 筆、調査前の田の筆数が 290 筆、調査後が 3 筆、同じく調査前の畑の筆数が 310 筆、調査後が 22 筆 となります。

異動事由としましては、地目変更が 418 筆、一部変更が 5 筆、合筆増加が 35 筆、分筆登記が 23 筆、現地確認不能が 86 筆、合筆閉鎖が 49 筆、

不存在地が 0筆 となっております。

46 ページ以降に、調査前の土地の表示と、調査後の土地の表示及び異動事由が記載されておりますので、お目通しください。

この件につきましては、当委員会により承認された後、税務課へ回答し、その後閲覧に付される予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 7番委員 はい、河野 律雄 委員。

質問ではありませんが、教えてください。今、事務局から詳しい説明がありました。異動事由別の内容の中に、「現確不能」 86筆、「合筆閉鎖」 49筆と示されているんですけど、その意味を教えてください。

議長 事務局 はい、事務局。

はい。地籍調査が入る前に、先ほど全体で 1,147筆 と述べましたが、この内、農地に関する筆が 616筆 ということで、「現確不能」とは「現地確認不能」ということで地番は存在しているが、その地番がここだという確認ができないところという取扱いになります。「合筆閉鎖」は、地籍調査により合筆されたことによって消滅した筆。例えば 66 ページの資料に記載された 1番下の筆、そして下から2番目の筆をご覧いただくと分かるかと思います。異動事由が「合筆閉鎖」「合筆増加」と記載されていますので、恐らく上段の筆に下段の筆が合筆されたことによって下段の筆が「合筆閉鎖」となったと思います。そのようにご理解ください。

議長 7番委員 河野 律雄 委員、よろしいですか。

はい。

(「はい。」の声あり)

議長 9番委員 はい、西田 三郎 委員。

ここで使う「承認」という意味がよく分かりません。もし、承認できませんとしたら、無効ということになるものではないでしょうか。それからもう1点、「公衆用道路」なのに「現確不能」となった筆がありますね。説明をお願いします。

議長 事務局 はい、事務局。

はい。まず1点目にこれが承認されなかったらどうなるかということですが、税務課の中での法に基づいて農地に関する事柄は農業委員会に意見を求めるということで、このように意見照会という形で来ています。農地に関する部分については農業委員会に意見を求めるんですが、これが農業委員会で承認できないからといって、それはあくまで意見であって、恐らくその後の手続きを妨げるものではありません。仮にそうだとすると、

農業委員会の意見として承認しないという明確な理由がない限り、単に承認できないという意見として取り扱われます。資料をめくって、47 ページの下の段に「公衆用道路」「現確不能」とありますが、公衆用道路の場所の「この部分」の特定ができないという説明でよろしいですか。

（「はい。」の声あり）

議 長
推進委員

はい、柳田 和則 推進委員。

「公衆用道路」の「現確不能」というのは、従前から道路として寄付されていて、従来からあるんですが、土地に組み込まれています。地籍調査の時、場所が分からない時は、どこからどこまでか特定することが分からない。「現確不能」という取扱いです。

（「はい。」の声あり）

議 長
7 番委員
議 長

はい、河野 律雄 委員。

議長、懇談にしてもらってよろしいでしょうか。

ここで、懇談に入ります。

議 長

ここで、懇談を解いてもよろしいですか。

懇談を解きます。

議 長

ほかに、質疑はございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議がないようですので、承認第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。承認第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。